

令和5年度

碧南市中小企業 カーボンニュートラル推進支援補助金

省エネ・再エネ設備の導入に係る事業

補助額 : 上限 150万円

補助率 : 1/3

補助対象 : ①省エネ診断や脱炭素化促進計画に基づき導入する設備の導入費用
②国等の省エネ・再エネ設備の導入に関連する補助金に採択された事業の自己負担額

省エネ診断・脱炭素化促進計画の策定事業

補助額 : 上限 20万円

補助率 : 3/4

補助対象 : ①省エネ等に関する診断、算定、専門家の派遣や脱炭素化促進計画策定に係る費用
②国等の脱炭素化促進計画の策定支援に関連する補助金に採択された事業の自己負担額

詳しくは下記までお問合せください。

碧南市役所 商工課 企業応援係

TEL : 0566-95-9895 (直通)

mail : shoukoka@city.hekinan.lg.jp



へきなん企業応援 NAVI



■本補助金事業の実施は、令和5年度予算が、市議会において議決されることが条件です。

■本補助金事業の実施にあたり、「償却資産新規取得補助金」の補助率及び補助限度額を令和6年度(令和5年新規取得分)より変更する予定です。【令和6年度予定】補助率1%、補助限度額20万

Q & A

詳細は、碧南市ホームページ（へきなん企業応援NAVI）に掲載しておりますので、ご覧ください。

Q1：補助対象者を教えてください。

A1：下記項目に全て該当する中小企業者が補助対象者になります。

- ①補助対象に係る事業所を碧南市内に有しております、市内事業所に対する事業であること。
- ②中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の内、愛知県信用保証協会が行う信用保証の対象となる業種に該当する事業を行う者であること。
※農業や漁業のみを営む事業者の方、医療法人の方は補助金の対象になりません。
- ③市から補助金の交付の対象となる経費を補助の対象とする補助金の交付を受け、または受ける見込みがないこと。
※但し、償却資産新規取得補助金との併用は可能です。
- ④市税を完納していること。
- ⑤碧南市暴力団排除条例に規定する暴力団でないこと、もしくは暴力団員が役員でないこと、または暴力団員と密接な関係がないこと。

Q2：省エネ診断はどこで受診できますか。

A2：（一財）省エネルギーセンターや省エネお助け隊で受診可能です。他にもエネルギー管理士等に依頼することもできます。依頼先がご不明な場合は、市役所商工課までお問合せください。

Q3：過去に省エネ診断を受診しているが、再度受診する必要はありますか。

A3：交付申請日以前3年以内に報告を受けた省エネ診断は有効です。

Q4：省エネ・再エネ設備はどういったものが対象となりますか。

A4：省エネ診断の診断結果等において提案のあった設備が対象となります。例えば、水銀灯のLED化、コンプレッサー設備の入れ替え、自家消費用の太陽光発電設備などが想定されます。

Q5：省エネ診断・脱炭素化計画を策定せずに省エネ・再エネ設備を導入したが、補助対象になりますか。

A5：対象外です。ただし、国等の補助金を申請している場合は国等の補助金の補助対象経費から国の補助金額を差し引いた自己負担額に対し補助金を受けられる場合があります。

省エネ診断や設備導入等の着手前にまずはご相談下さい。